

共同参画



内閣府

Special Feature 1

特集 1 / 女性活躍推進法の一部改正の概要

Special Feature 2

特集 2 / “おとう飯” 始めようキャンペーン



共同参画に寄せて

foreword

学び直しのススメ

ビジネススクール(経営大学院)で学ぶ女性が増加しています。自分の能力や仕事の内容を棚卸しして未来に備えたいという前向きな姿勢の学生が多くなりました。私の勤務する法政大学経営大学院でも20代後半から60代までの働く女性が学生として学んでいます。自分のキャリアをバージョンアップしたいと思い入学してきた学生達です。卒業生の何割かは起業をして自分の能力を試行錯誤しながら社会に役立てようと頑張っています。



卒業式に働きながら学んだゼミ生たちと。一人は毎週北九州から通学していました。

何故勉強するのか。

こう聞かれると私は「人生の成功確率を上げるため」と答えるようにしています。学問は先人達の知恵の結晶です。そこには現在の自分の直面している課題へのヒントが詰まっています。学生時代の勉強は、「試験のためにやらなくてはいけないもの」でした。義務としてやる勉強と比べると、ビジネススクールでの学びは何かの解決方法を知り、新しいビジネスを考える勉強です。やっていて楽しさが違います。これは多くの卒業生達が口にする事です。

自分の人生を棚卸ししたいとか、新たなステージに向かいたいと思う際に、知識と仲間を大学で得ることは、今後にプラスになるのか計り知れません。小さな出会いが人生を変えることは多くあります。現状を変えたいと思うことが第一歩。そして活躍するためには武器が不可欠です。



知識は武器です。あらゆる場面で人を守ります。学びたいときがその時なのです。

法政大学経営大学院
イノベーション・マネジメント研究科 教授
高田朝子
Asako Takada

目次

Contents

Special Feature	特集1		
	女性活躍推進法の一部改正の概要	page	02
Special Feature	特集2		
	“おとう飯”始めようキャンペーン	page	04
Topics	行政施策トピックス1		
	「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言賛同者の取組 ～地域におけるネットワーク～	page	07
Topics	行政施策トピックス2		
	私にもできる！人と人とのつながりを活かした復興支援の事例紹介 ～福島県浜通りでの実践例～	page	08
Topics	行政施策トピックス3		
	女子生徒等の理工系分野への進路選択支援に向けた 保護者等の理解促進に関する調査研究	page	10
Topics	行政施策トピックス4		
	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正」を受けて	page	12
News & Info	ニュース&インフォメーション		
	こども霞が関見学デーが開催されました！	page	13



女性活躍推進法の一部改正の概要

厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第24号。以下「改正法」という)は、第198回国会において、令和元年5月29日に可決・成立し、同年6月5日に公布されました。

本稿においては、改正法の背景・経緯及び改正内容について紹介します。

I 改正法の背景・経緯

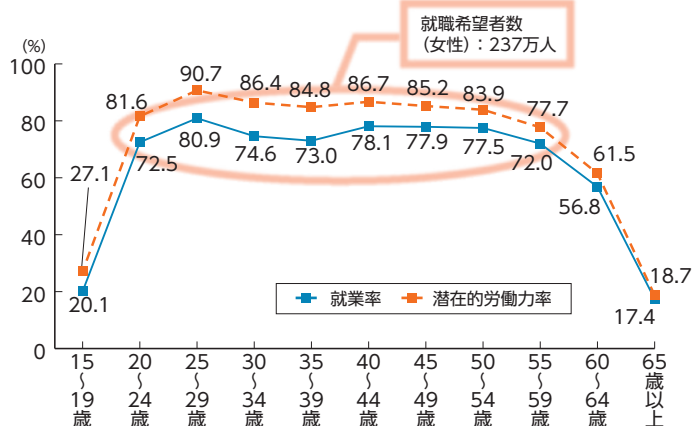
■ 女性活躍の現状

近年の女性就業状況は、女性の就業者数が増加し、子育て世代の女性の就業率も上昇し、女性の年齢階級別の労働力率における、いわゆる「M字カーブ」が以前に比べて緩やかになってきました。また、平均勤続年数も長くなり、女性管理職の割合も上昇傾向にあります。しかしながら、年齢階級別に女性の就業形態を見ると、正規雇用の就業率は第1子出産の平均年齢より手前の「25～29歳」層でピークを迎え、その後は年齢とともに減少しています。また、管理的職業従事者に占める女性割合は諸外国と比べて低い水準にあるなど、女性活躍を更に推進していく必要があります。

女性活躍推進法は、職業生活における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するための時限立法(10年間)として平成27年9月に施行され、平成28年4月には民間事業主に対する一般事業主行動計画の策定の義務付け等が施行されました。

女性の年齢階級別労働力率と潜在的労働力率(2018年)

女性の年齢階級別労働力率はM字カーブを描いている。また、労働力率と潜在的労働力率の差は大きく、就業を希望する女性の数は237万人にのぼる。

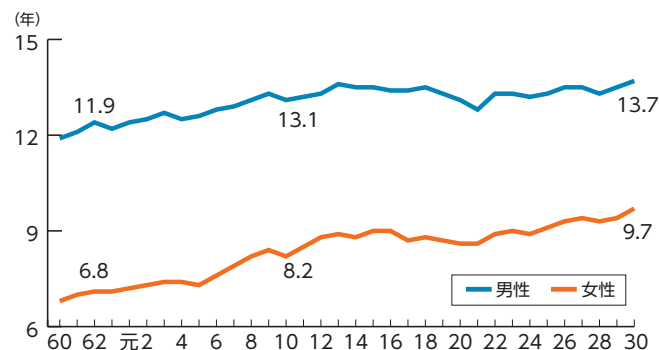


(資料出所) 総務省「労働力調査」、「労働力調査(詳細集計)」

同法の施行以降、民間企業における女性活躍の取組は着実に進展していますが、今後、社会全体で女性活躍を一層推進するためには、計画的なPDCAサイクルを促す行動計画の策定や、求職者の職業選択に資する情報公表等に、より多くの企業が取り組む必要があります。

一般労働者の平均勤続年数の推移

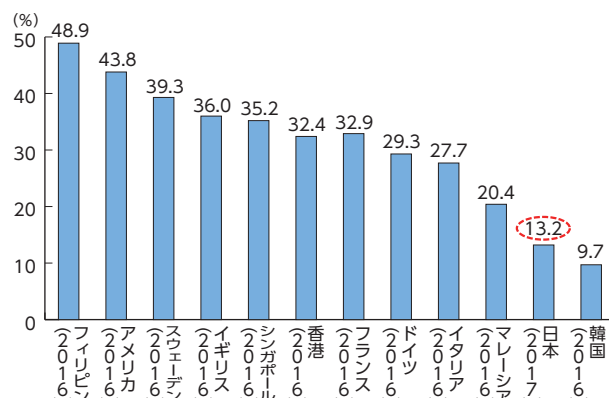
女性一般労働者の継続就業は進んでいるが、平均勤続年数は男性よりいまだ短い。



資料出所: 厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」

管理的職業従事者に占める女性割合の国際比較

管理職に占める女性の割合は長期的には上昇傾向にあるが、国際的に見ると依然その水準は低い。



資料出所: 日本; 総務省統計局「平成29年労働力調査」、その他: (独) 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2018」

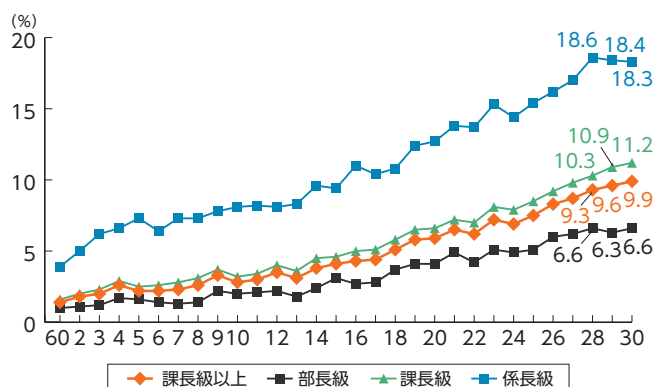
注1) 日本の分類基準(日本標準職業分類)とその他の国の分類基準(ISCO-08)が異なるので、単純比較は難しいことに留意が必要。

注2) ここでいう「管理職」は、管理的職業従事者(会社役員や企業の課長相当職以上や管理的公務員等)をいう。

注3) 割合は、管理的職業従事者のうち女性の占める割合。

女性活躍推進法等の改正により、多様な労働者が活躍できる就業環境整備のため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画」の策定義務の対象拡大、情報公表の強化等を行いました。

役職別管理職に占める女性割合の推移(企業規模100人以上)



資料出所：厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」より、厚労省雇用局作成

労働政策審議会における議論等

女性活躍推進法については、附則に基づき、施行後3年の見直しを行うこととされていたことから、職場におけるパワーハラスメント対策の課題と併せて、労働政策審議会雇用環境・均等分科会において議論・検討が行われ、平成30年12月14日に「女性の職業生活における活躍の推進及び職場のハラスメント防止対策等の在り方について(建議)」がとりまとめられました。

Ⅱ 改正法の概要

改正法には、主に以下の3点が盛り込まれています。1.一般事業主行動計画の策定義務の対象事業主の拡大、2.女性の職業生活における活躍に関する

情報公表の強化、3.女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度創設

項目	目的	変更内容
1 一般事業主行動計画の策定義務の対象事業主の拡大	事業主における女性活躍に関する計画的なPDCAサイクルを広く促すため	一般事業主行動計画の策定義務の対象事業主を、現行の常時雇用する労働者が 300人 を超える一般事業主から、常時雇用する労働者が 100人 を超える一般事業主へ拡大。
2 女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化	(1) 情報公表義務の対象事業主の拡大 各事業主の女性活躍の取組を促し、求職者の職業選択に資するため (2) 情報公表項目の見直し (3) 履行確保の強化 認定制度の信頼性を確保するため	情報公表の対象事業主の範囲を、 行動計画策定義務の対象事業主と同様とする。 情報公表項目を「①職業生活に関する機会の提供に関する実績」及び「②職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備に関する実績」に区分し、当該区分毎に、 1項目以上の公表義務付け。 求職者の職業選択に影響を与える 情報公表義務違反や虚偽の情報公表に関して警告に従わない企業については、企業名を公表 できることとした。 行動計画策定や情報公表が努力義務である 100人以下のえるぼし認定及びプラチナえるぼし(仮称)認定取得企業に対しても、報告徴収等 を行えることとした。
3 女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし(仮称))の創設	事業主に対するインセンティブを強化するため	現行の「えるぼし認定」よりもさらに基準の高い認定制度として、「 プラチナえるぼし(仮称) 」制度を創設。 認定を取得した事業主は、行動計画の策定義務を免除。
4 中小企業に対する配慮		2(2)は、常時雇用する労働者が 300人を超える一般事業主に限る。 改正法の施行日は、原則として公布の日から1年以内の政令で定める日とするが、常時雇用する労働者が100人を超え300人以下である一般事業主に対する一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務付けは、公布の日から 3年以内 の政令で定める日とした。

Ⅲ おわりに

女性活躍推進法の改正に加え、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等の改正により、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずることとしました。

改正法の円滑な施行に向け、省令・指針等の整備や、改正内容の周知徹底、中小企業等への支援などの実施により、誰もが自らの個性と能力を十分発揮し、安心して働ける職場づくりを推進していきます。

“おとう飯”始めようキャンペーン

内閣府男女共同参画局総務課

「日本全国のおとう飯」の レシピ開発はいかがでしたか。

47都道府県それぞれのご当地食材、となると、中には普段流通していない食材も含まれています。ご当地の食材を使用したレシピなのですが、他の地域の方も作れるように、できるだけ全国で売っている食材で代用がきくようにも考えました。



そして、地の物の素晴らしさを再確認した1年でもありました。自分が地方へ仕事に出かけた時はできるだけ道の駅に立ち寄り、販売している方に「どうやって食べたら美味しいですか？」と聞くようになりました。詳しくレシピを教えてくださいのお母さんや、「そのまま食べるのが一番!」と元気いっぱい答えてくれたお父さんが印象的です。



「日本全国のおとう飯」

47都道府県の地元特産品や食材を使った「日本全国のおとう飯」をご紹介します！

みなさんのお住まいの地域のおとう飯や、ふるさとのおとう飯など、ぜひチェックしてみてください。



“おとう飯”始めようキャンペーンの「日本全国のおとう飯(47都道府県レシピ)」が完成しました。そこで、レシピ開発担当、おとう飯大使のイシバシハザマ 石橋尊久氏に開発の苦労話やご自宅でのリアルおとう飯話をお伺いしました。

どんなときにレシピを 思いつくのですか？

食事中が多いです。仕事柄、いろいろな方にご飯へ連れて行ってもらうのですが、「あ!この料理はあの食材の組み合わせでもいける!」となったりします。そうすると、目の前の食べ物を見ながら全く違う食べ物を想像していたりします。笑

あとはスーパーです。スーパーで食材をウロウロと見ながら、頭の中で組み合わせを考えたりしています。あんまり考えすぎて、何を買いにスーパーに来たか忘れる時もあります。笑

どうしておとう飯大使になったの ですか？

妻が第一子の妊娠中、自分が父親になるにあたり何か出来ることはないかな?、少しでも身体にいいものを食べさせてあげたいな、と毎日、無添加のきんぴらごぼうと出汁から味噌汁を作っていました。そんな経験や、10代20代とずっといろいろな料理店の厨房で働いた経験をもとに、とあるイベントで「産前産後のママの為にパパが作る料理」の講師としてお話をさせていただきました。僕は「イクメン」という言葉に、少しむず痒くなるカッコよさを感じていたので、妻からの不満や妻への不満など包み隠さずリアルにお話しさせていただきました。一応はお笑い芸人ですので、笑えるお話にはしたつもりですが、、、笑

そのイベントをキッカケに、そういう事を話したりしながら料理を作るイベントが増えました。それまでのイクメン像とはまた違う男性の家事への取り組み方を、という事でおとう飯大使に任命していただいたと思っています。

お家でのリアルなおとう飯は？

毎朝、子供達を起こしてご飯を作って食べさせて、小学校へ出発させ、保育園に送る。帰って来て、洗い物をし、洗濯物を干す。コレが僕の朝のおとう飯セットです。ご飯を作るだけがおとう飯ではなく、家族がスムーズに過ごせるようご飯の前後の導線が必要だなと感じている日々です。朝は食パンかおにぎりともう一品簡単な何か、というメニューです。だいたい卵焼きかウインナーです。はい、簡単な物しか朝は作っていないです。

あと、月曜～水曜の夜ご飯は僕が担当です。できるだけ作り置きしても、味が変わらない物を、と思っています。

ご家族のご感想は？

ストレートです。美味しい時は美味しく食べている、と連絡が来ますし、美味しくなかった時は美味しくない!と来ます。子供達は正直ですので、美味しくなければ食べてくれません。子供達に料理の腕を鍛えられています。



“おとう飯”始めようキャンペーン

内閣府男女共同参画局総務課

全国のお父さんに、応援メッセージを！

おとう飯の秘訣は、準備とイメージと片付けです。まずは使用する食材と分量を先に準備、次にレシピと食材を見て行程をイメージします。ここで一度イメージしておけば、料理はスムーズです。そして料理が終わったらすぐに後片付け。これが一番大事ですよ！慣れれば、料理を作りながら空いた時間で洗い物と片付けを同時進行できます。

そして、料理を全くした事がない方ほど、おとう飯にチャレンジしていただきたいです。失敗を恐れずに！全てが経験に変わります。一度経験してもらうとイメージが湧きやすいです。この量だと多すぎるんだな、少なすぎると焦げるな、などということは経験しないとわかりません。どんどんとおとう飯にチャレンジしてみてください！！失敗を恐れず、と言いましたが、おとう飯のレシピ通りに作っていただければ、ほぼ失敗はないと思います。笑

そして、本当に無理せずに料理を楽しんでもらいたいです。共働き夫婦の方も多いと思います。何かなんでも手料理ではなく、疲れた時は外食や出前、そして作れる時はおとう飯。このバランスが大事だと思います！

ありがとうございます。では最後に、今後の意気込みをお聞かせください。

「“おとう飯”始めよう」キャンペーンは3年目を迎えます。ユニフォームもリニューアルしました！全国の自治体などの首長からなるおとう飯サポーターも34名に増え、ますますパワーアップしています。力を合わせて、“おとう飯”を盛り上げていきましょう！そしていつかは、国を超えて「おとう飯」を伝えていきたいです！



男女共同参画に関する懇談会で、片山内閣府特命担当大臣(男女共同参画担当)にお会いしました。



おとう飯新企画である鎌倉FMの収録をしてきました。



「“おとう飯”始めよう」キャンペーン
詳しくはこちら！

<http://www.gender.go.jp/public/otouhan/index.html>



「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」 行動宣言賛同者の取組 ～地域におけるネットワーク～

内閣府男女共同参画局総務課

平成26年6月、女性活躍推進に積極的に取り組む男性リーダー9名が集まり、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言を策定、公表しました。5年を経過し、現在200名を超える男性リーダーが本宣言に賛同しています。今回は地域において、積極的に女性活躍に取り組んでいる2つの地域ネットワークをご紹介します。

愛媛県「ひめの国女性活躍応援団」

女性活躍の推進には組織トップのコミットメントが重要です。そのため、愛媛県ではチーム愛媛として女性活躍を進めるべく、平成31年2月に愛媛県オリジナルの取組として県内全自治体トップ(知事と20市町長)により「ひめの国女性活躍応援団」を結成し、併せて行動宣言を採択しました。

具体的な取組としては、県・市町の女性幹部職員のスキルアップや職員間のネットワーク化を図る交流研修会を予定している他、今後、共通目標の設定やホームページ等での好事例発信など、更なる連携強化に努めていきます。



「ひめの国女性活躍応援団」結成

詳しくはこちら

<https://www.pref.ehime.jp/h15200/jyoseikatsuyaku/jyoseikatsuyaku-ouendan.html>


鹿児島県「どんどん鹿児島女性の活躍応援団」

女性がいきいきと働くことができる鹿児島を一丸となって目指していくため、知事と経済5団体の代表により平成30年7月に結団されました。結団以降の具体的な取組として、「女性活躍推進フォーラム」や「働く女性の異業種交流会」を開催し、延べ200名程の参加がありました。

今後は県の女性活躍推進計画に基づき、多様なメンバーで構成される女性活躍推進会議等と連携して、企業トップ等の意識改革や女性の能力発揮支援を行っていきます。また、新たに中小企業における女性の採用や定着・登用を促進するため、社会保険労務士等を派遣し、一般事業主行動計画の策定支援を行っていきます。



「働く女性の異業種交流会」開催(鹿児島県)

詳しくはこちら

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/danjokyoudou/joseikatuyaku/ketudansiki.html>


～以下の地域でも多様な取組をしています。ぜひホームページをご覧ください！～

神奈川県

「かながわ女性の活躍応援団」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0050/womanact/>


千葉県

「輝く女性の活躍を 加速するちばのリーダーの会」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/koudousenngenn/chibaleader.html>


京都府

「京都女性活躍応援 男性リーダーの会」

<http://www.pref.kyoto.jp/josei/170713kyoto-maleleaders.html>


2

私にもできる！人と人とのつながりを活かした復興支援の事例紹介

～福島県浜通りでの実践例～

復興庁男女共同参画班

東日本大震災から8年が経過し外部リソースが少なくなる中、地域における人的ネットワーク形成や女性によるきめ細かな支援は、地域リソースの掘起しや地域づくり・コミュニティづくり等に大きな役割を果たしていると考えられることから、人と人とのつながりを活かした復興支援の事例を紹介し、参加者が復興支援を始め、続けていくための後押しとすることを目的に開催しました。

■ **事例紹介** 福島県浜通りで活動されている御二人にご登壇いただきました。



子育て女性の ネットワーク形成づくり

「いわき・双葉の子育て応援コミュニティ
cotohana」代表

鈴木 みなみ氏

- ・大学進学したのが東日本大震災直後で、当時は東北を出てみたいとの思いだったが、このまちの変わっていく様子を見ていたいと思うようになり学生ボランティアとして活動した。
- ・当時は専門性もなかったが、学生ということを活かして住民の媒介役になれたらと思っていた。
- ・2013年に初めて福島を訪れ、原発事故の影響もある福島県で何が起きているのかということを知りたくて大学を休学し、福島のNPOで活動した。
- ・その後、女性たちが子どもを連れて安心して集える場所を作りたいという思いで「子育てママサロン」を始めた。
- ・知っていれば不便や不安が解消される情報があるため、今後、子育て支援情報誌の制作に取り組みたい。
- ・地域内外の子育て支援に取り組む団体と行政とのネットワークづくりによって、支援を必要とする人に確実にアプローチしていきたい。支援を受けた女性たちがエンパワーメントされていくことによる地域力の向上も期待したい。
- ・自分がこの地域での暮らしを楽しむ、楽しくなるように工夫していきたい。



浪江町で 地域ネットワークづくり

「なみとも」代表

小林 奈保子氏

- ・浪江町は震災当時は21,434名の住民が住んでおり、双葉郡の中でも一番人口の多い町だったが、本年5月末の居住人口は1,051名。
- ・震災関連死も年々増え続けている状況。
- ・一旦人口もゼロになった、産業も一旦ストップしたからこそできるチャレンジがあると、前向きに考えている方が浪江町には多い。
- ・移住をしてくる方々と一緒に何かできないかなと考えている。
- ・浪江町で町民と若者の交流の場づくりをするため、ゲストハウス「あおた荘」を運営。
- ・自分が楽しく活動しているうちに、「なんか楽しそう」と混ざってもらい、「一緒に何かやれたらいいね」と声が増えていく。



会場の様子

復興庁男女共同参画班は、令和元年6月15日(土)、岩手県及び岩手県男女共同参画センター主催、「いわて男女共同参画フェスティバル2019」の一環として、第4分科会「私にもできる! 人と人とのつながりを活かした復興支援の事例紹介 ~福島県浜通りでの実践例~」を開催しました。

■ パネルディスカッション



コーディネーター
復興庁男女共同参画班
秋田主査

Q.活動のきっかけは?

鈴木氏

- ・2011年3月まで山形県米沢市に住んでおり、避難者の受入れを市内の施設で行っているのを横目で見て、お手伝いしたい気持ちはあったが、迷惑になるのではとの思いがあり引き返していた。その後悔が原動力となっている。

小林氏

- ・短大時代に受けたボランティア学という授業がきっかけとなった。
- ・震災前は、地域の方との会話により、今まで見たことも聞いたこともない世界を知る楽しみが活動の原動力となっていた。
- ・震災後、社会人として自立するためにまずは民間企業で働いた。
- ・2013年にNPOの知人の方から声を掛けていただき、田村市の都路町で活動した。コミュニティ支援や住民の方々のやりたいことをサポートした。
- ・自分ができることは小さなことだが、その人の助けになったらOKという考え方でやってきた。

Q.仲間を増やすコツは?

鈴木氏

- ・「子育て支援」とテーマを絞って活動し始めたときから仲間が集まってきた。自分が子どもとの暮らしを良くしていきたいという自分発信の活動だったことがよかった。

小林氏

- ・一人でも二人でも共感し合った仲間とやっていくと良いスタートが切れる。身近な誰かに相談してみたり、外部から来てくれた方々に気持ちを伝えてみると意外と反応してくれる。

■ 質疑応答

Q.失敗した点は何か?

小林氏

- ・気の遣い方を間違えたのが一番の大失敗。料理教室を年4回開催する活動をしていた中の3回目のとき、住民の負担が大きくなっていると感じ、違う住民に中心にやってもらう案を伝えたところショックを受けられた。その後の住民等との関係のことまで想像力を働かせなければいけなかった。

鈴木氏

- ・住民と行政の板挟みに合うことが多くあり、違うニュアンスで伝わってしまったことでトラブルになったことがあった。自分で解釈を加えずに、コミュニケーションを促していくことに努めている。

■ 閉会挨拶



復興庁男女共同参画班
原田参事官

福島県浜通りで活躍されているお二人に失敗の話も含め非常に貴重なお話を頂いた。

皆様も様々な課題を感じ、思いを持たれているかと思うので、是非そういったものを大切にして、ご自身で活動をはじめたり、周りの人に働きかけたりして、思いを活動につなげていって頂ければと思う。

議事録等を復興庁HPで公開していますので是非御覧ください。

(私にもできる! 人と人とのつながりを活かした復興支援の事例紹介~福島県浜通りでの実践例~開催結果)

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-16/20190705093914.html>



女子生徒等の理工系分野への進路選択支援に向けた保護者等の理解促進に関する調査研究

内閣府男女共同参画局推進課

1. 調査研究の目的

本格的な人口減少社会を迎える我が国にとって、イノベーションの創出や社会課題の解決には女性の積極的な関与が必要です。

技術開発や創業、社会改革に必要な専門能力を備えた、理工系分野の女性研究者・技術者は、増加傾向にあるものの依然として少ないのが実情です。次代を担う理工系学生における女子比率は低く、特に工学分野においては15%に留まります。この解決策の一つとして、進路選択の過程での理工系分野への進学促進が求められます。

そこで平成30年度、理工系進路選択における情報提供ニーズを把握することを目的として当該調査研究を実施しました。具体的には保護者等に対するアンケート調査を通じて有効な取組の検討を行うとともに、対話形式のシンポジウムの試行・分析から、そ

の効果や課題を明らかにし、今後の取組拡大の方向性を整理しました。

2. 調査研究の概要 【オンライン調査】

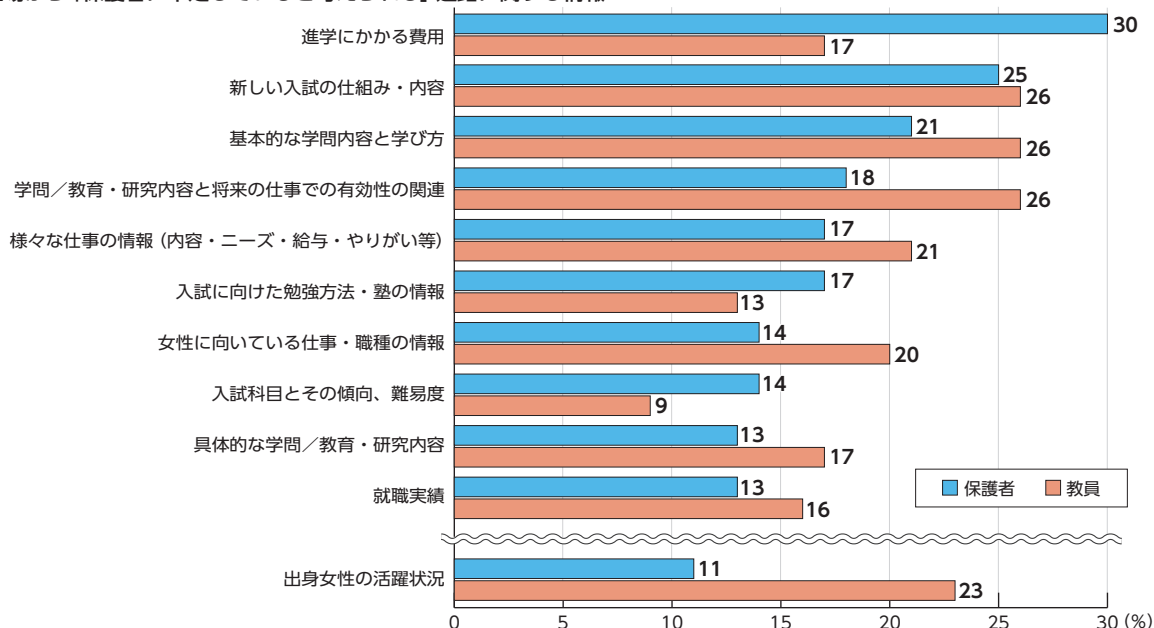
生徒の進路に関して、どのような情報を提供することが効果的かを把握するために、女子中高生の保護者（回収1,000件）と中学・高校に勤務する教員（回収1,064件）に調査を行いました。

【シンポジウムの実施】

調査結果を踏まえ、実際に理工系分野を学び働いている女性から、保護者・教員に、彼らが知りたいと考えている情報を提供するプログラムを策定し、1～2月に3都市（盛岡・東京・松本）でシンポジウムを行いました。

3. 調査研究の結果

保護者及び教員の立場から「保護者に不足していると考えられる」進路に関する情報



【オンライン調査】

保護者が子の進路選択に不足していると考える情報の上位4項目は、「進学にかかる費用」「新しい入試の仕組み・内容」「(大学の各学部・学科の)基本的な

学問内容と学び方の違い」「(大学の各学部・学科で学ばれる基本的な)学問／教育・研究内容と将来の仕事での有効性との関連」となりました。

教員の立場から「保護者に不足していると考えられる」進路情報も、保護者が不足していると考えられる情報と同様の傾向が見られました。

しかし、保護者と教員での差が大きいものでは、「進学にかかる費用」は、保護者の方が13ポイント高く、教員が考える以上に、保護者にとって不足している(インプットが必要な)情報となりました。一方、「(各大学・学部・学科の)出身女性の活躍情報」については、保護者よりも教員の回答が13ポイント高く、卒業後の女性の活躍情報について、必ずしも保護者が重要視していないとしても、教員からは保護者にとって不足している(インプットが必要な)情報であると考えられていました。

また、教員調査において、理工系への進学を希望する生徒への指導で不安な点・苦勞する点では、「理工系の中でも、どの分野の人材が社会で求められているのかわからない」と理数系担当教員の約3割が回答しており、理数系担当教員であっても必ずしも理工系人材がどこで活躍できるのかを把握しているわけではないことが分かりました。

【シンポジウムの実施】

3都市で実施したシンポジウムでは、各会場30人～40人程度来場し、理工系分野で活躍する女性のロールモデルを中心に情報を提供しました。来場者アンケートでは、内容の有益さ、来場満足度はいずれも高い評価でしたが、開催時期については、1～2月の開催よりも夏～秋の方が参加しやすいという意見や、もっと開催のアナウンスを行うべきとの意見がありました。

時間	内容
15分	内閣府挨拶 ・本事業及びシンポジウムの目的 等
35分	基調講演 (理工系の学問を学び、研究者として活躍されている女性) ・進路選択や理工系での学習・研究の経験談等
5分	質疑応答
50分	パネルディスカッション (開催地近郊の企業等に勤める女性) ・理工系を学ぶことや働くことのやりがい等
5分	質疑応答

4. よりよいシンポジウム開催に向けて

令和元年度は、進路検討前段階の女子生徒が科学技術に興味を持つきっかけを提供するシンポジウムを、内閣府が全国10都市で開催します。

〈令和元年度シンポジウム開催地〉

開催日	開催地
9月1日(日)	青森県弘前市
9月14日(土)	千葉県木更津市
9月21日(土)	群馬県桐生市
10月5日(土)	長崎県長崎市
10月14日(月・祝)	岩手県花巻市
11月4日(月・休日)	京都府舞鶴市
11月10日(日)	福岡県古賀市
11月16日(土)	愛知県刈谷市
11月23日(土・祝)	長野県上伊那郡南箕輪村
(調整中)	鳥取県東伯郡琴浦町

プログラムは、ロールモデルとなるSTEM Girls Ambassadors(理工系女子応援大使)等による基調講演、地元企業・大学による理工系女子が活躍する職場紹介、実験教室を予定しています。

本調査研究において得られた知見を活かして、発信する情報、登壇者、情報チャネルの選択を行い、より効果的なシンポジウムの実施を目指します。

女子生徒等の理工系分野への進路選択支援に向けた保護者等の理解促進に関する
調査研究報告書(平成31年3月)
http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/girls-course_h30.pdf



今年度内閣府主催シンポジウム
「Let's be a STEM Girl!!
～地域から未来の理工系女子を～」
<https://www.libertas.co.jp/stem2019/>



4

「子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正」を受けて

内閣府子供の貧困対策推進室

1. 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行(平成26年1月19日)から5年が経過し、超党派の「子どもの貧困対策推進議員連盟」を中心に議論がなされました。こうした議論を受け、より一層子供の貧困対策を推進するため、第198回国会にて改正法案が全会一致で成立しました。

今般の改正においては、子供の「将来」だけではなく「現在」に向けた子供の貧困対策を推進すること、各施策を子供の状況に応じ包括的かつ早期に講ずること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえる等、目的及び基本理念の充実が図られたほか、市町村に対する子どもの貧困対策計画の努力義務が規定されています。

また、「子供の貧困対策に関する大綱(閣議決定)」に記載される施策について、「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」等、趣旨の明確化が図られています。

これらの内容からなる改正子どもの貧困対策推進法が9月7日に施行されました。

2. 新たな大綱の策定

さらに、政府においては、昨年11月の「子どもの貧困対策会議」の決定も受け、今年度中に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を策定するよう検討を進めています。

昨年12月からは、「子供の貧困対策に関する有識者会議」で6回にわたって密度の濃い議論を行っていたが、結果、8月7日に同会議としての提言「今後の子供の貧困対策の在り方について」が公表されました。この提言は、子供を第一に考え、社会全体で課題を解決していこうという同会議の構成員の思いが反映されており、新たな大綱に向けた施策の方向性として以下の視点が示されています。

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援
- 地方公共団体による取組の充実
- 支援が届かない、又は届きにくい子供・家庭への支援

提言も踏まえながら、新たな大綱を早急に策定できるよう取り組んでまいります。

有識者会議の提言はこちら

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/youshikisya/index.html>


子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)
(令和元年6月19日公布(令和元年法律第41号)改正)

目的・基本理念

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、**子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようになるため**、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

基本理念

- 社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達程度に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益が優先して考慮**され、子どもが心身ともに健やかに育成されること
- 子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて**包括的かつ早期**に講ずること
- 背景に**様々な社会的要因**があることを踏まえること
- 国及び地方公共団体の関係機関相互の**密接な連携**の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

子どもの貧困対策を総合的に推進する仕組み

国	・子どもの貧困対策を総合的に策定、実施 ・子どもの貧困対策会議(会長：内閣総理大臣)において「子供の貧困対策に関する大綱(閣議決定)」を策定 ※子どもや保護者等関係者の意見を反映させるための措置を講ずる
都道府県	・地域の状況に応じた施策の策定、実施 ・都道府県計画策定 ※努力義務、大綱を勘案
市町村	・地域の状況に応じた施策の策定、実施 ・市町村計画策定 ※努力義務、大綱及び都道府県計画を勘案

《附則第2項》

政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

大綱記載事項

基本的な方針	
子どもの貧困に関する指標 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・大学等進学率 等	
教育の支援	生活の安定に資するための支援
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	経済的支援
調査及び研究	検証及び評価その他の施策の推進体制

News & Information

1

News

内閣府

こども霞が関見学デーが開催されました！

8月7日・8日の2日間にわたって「こども霞が関見学デー」が開催されました。男女共同参画局のブースでは、“求む！未来の理工系女子！”と題して、実験教室「レジンとLEDでつくる、光るオリジナルアクセサリ！」を実施し、ブラックライトの特性を学ぶクイズを交えながら、レジンとLEDを使用したオリジナルアクセサリを作りました。参加した子どもたちは、自分で作ったアクセサリが光ると歓声を上げ、満足そうに身に付けていました。このブースには、2日間で延べ112名の子どもたちが参加しました。

内閣府男女共同参画局では、女子中高生・女子学生の皆さんが、将来の自分をしっかりイメージして理工系分野にチャレンジすることを応援する取組(リコチャレ)を進めています。



リコチャレについての詳細はこちら

HP <http://www.gender.go.jp/c-challenge/>



2

info

文部科学省

「企業を成長に導く女性活躍促進セミナー」
開催案内

NWEC(国立女性教育会館)では10月、「働きがいと成長をつなげる～女性が活躍する職場環境と人材育成～」をテーマとして標記セミナーを開催します。社員一人ひとりが働きがいを持っていきいきと働ける職場風土や、社会の発展に結びつく企業のあり方について考えます。

期日 10月23日(水)～24日(木)1泊2日 ※日帰り参加可

費用 無料(宿泊費：1,200円/1泊、食事代は別途)

対象 女性活躍促進の担当者等 80名

会場 1日目 放送大学東京文京学習センター/2日目 国立女性教育会館
※1日目のプログラム終了後、無料バスで国立女性教育会館へ移動

詳細は、こちらをご覧ください。

HP https://www.nwec.jp/event/training/g_kigyo2019.html



編集後記

Editor's Note

本日は、「おとう飯」大使の石橋さんが本誌取材のため、内閣府までおいでくださいました。いつもお元気で明るく、こちらもお元気になるまで、楽しいお話やここだけの話など伺うことができました。「おとう飯」キャンペーンもこの夏から、新企画が始動、石橋大使にはもっともっと活躍していただいて、キャンペーンを盛り上げていていただきたいです。

あついあついと思っていましたが、ここ霞が関界隈の蝉の声はミンミンゼミからツクツクボウシに変わりました。半袖シャツから出たすっかり黒くなった腕を見て途方に暮れておりましたが、大使にお会いできて、そんな憂鬱も吹っ飛びました。

(「共同参画」専属スタイリスト)

Kyodo-Sankaku

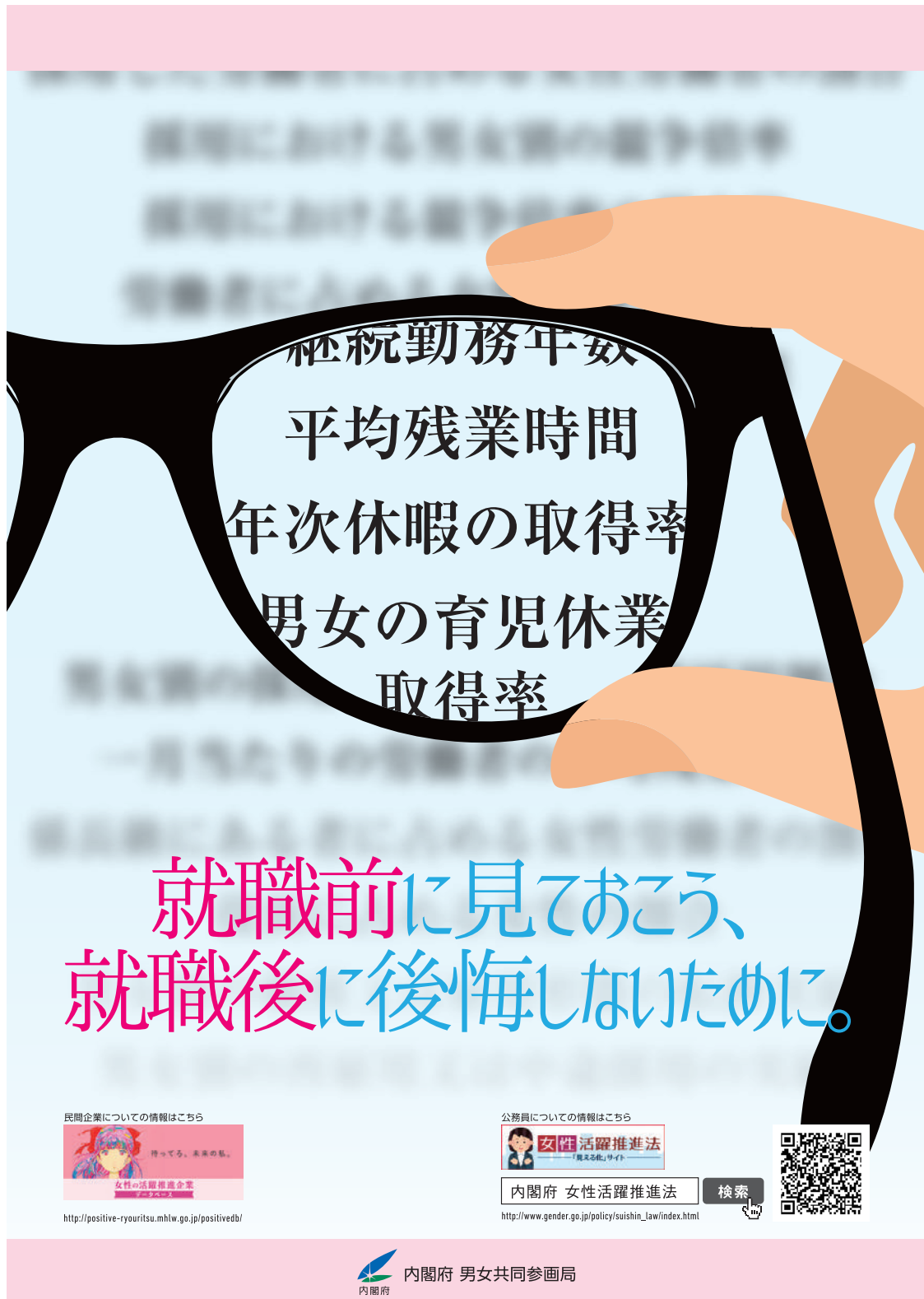
月刊総合情報誌
「共同参画」9月号

 <http://www.gender.go.jp>

 <https://www.facebook.com/danjokyodosankaku>

第126号 ◆ 2019年9月10日発行
編集・発行 ◆ 内閣府
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課
電話 ◆ 03-5253-2111(代)
印刷 ◆ 株式会社ドゥ・アーバン
表紙デザイン ◆ 株式会社外為印刷

就活生の新常識！女性活躍情報は就活生に活用されています！



女性年次勤務時間
平均残業時間
年次休暇の取得率
男女の育児休業
取得率

就職前に見ておこう、
就職後に後悔しないために。

民間企業についての情報はこちら

女性活躍推進企業
データベース
<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

公務員についての情報はこちら

女性活躍推進法
「見える化」サイト
内閣府 女性活躍推進法
http://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/index.html

検索 

内閣府 男女共同参画局